

42. 七宝町

(H19) 愛知 自治体キャラバン

介護・福祉医療など社会保障の施策拡充についての陳情書の陳情事項の回答

- [1] 憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

答 沢山の自治体として、住民福祉を最大の基本理念にもち、合理的・有効的な行政運営を推進する。

- ★ [2] 以下の事項については、市町村が住民サービス向上に視点にたって臨めば、実施可能なサービスですので、未実施の施策があれば、速やかに実施してください。

- ①住宅改修、福祉用具の受取代理（受領委任払い）制度を実施してください。

答 当面償還払い方式で対応する。

- ②障害者控除の認定にあたって、次の3点を実施してください。

ア. 介護保険すべての要介護認定者を「障害者控除」の対象としてください。

イ. すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

答 窓口に来庁された対象者に個別に手渡ししている。

ウ. 「障害者控除認定書」を交付した人については、対象者の障害事由の変更・消滅がなければ、翌年以降は認定書がなくても障害者控除の対象になることを周知してください。

答 必要があれば認定しているので継続は今のところ考えています。

- ③福祉給付金の支払いは、現物給付（窓口無料）にしてください。当面、自動払いにしてください。

答 現物給付検討につき、自動払いは保留

- ④老人保健の「現役並み所得者」の認定に当たっては、課税所得が145万円以上であっても、収入基準（夫婦世帯520万円、単身383万円）に満たない高齢者については、申請がなくても、自動的に「現役並み所得者」から除いてください。少なくとも、「基準収入額適用申請書」を個別送付してください。

答 該当される方には個別にて案内を実施しております

- ⑤2008年4月から実施される「高額医療・介護合算療養費」の払い戻し手続き

は、毎回の申請に係る負担を軽減するために、申請を初回のみとし、2回目からは自動払いとしてください。

答 制度にのっとり実施していく。

⑥子どもの医療費助成制度を償還払いで実施している場合、現物給付（窓口無料）にしてください。

答 現物給付である

⑦国民健康保険の保険料（税）2割軽減および市町村独自の減免制度について、減免対象者が把握できる世帯には自動適用または申請書を個別送付するなどの方法で申請漏れのないようにしてください。

答 2割軽減については実施している。

⑧出産・育児一時金の受取代理（受領委任払い）制度を実施していない市町村は実施してください。

答 実施している

[3] 以下の事項を実現し、市町村の福祉施設を充実させてください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

①保険料・利用料減免、介護サービス改善のための費用を一般会計から繰り入れてください。

答 実施している。

②介護保険料について

★ア. 低所得者に対する保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

答 低所得者については、第2・3段階を適用し、軽減を図る。

イ. 減免に際して預貯金や不動産の所有を理由にして対象者を狭めないでください。

答 介護保険料については、預貯金や不動産の条件は付してない。

③利用料について

★ア. 低所得者に対する利用料の減免制度を実施、拡充してください。

答 町独自の方向性はない。

イ. 低所得者の高額介護サービス費の限度額を引き下げるください。

答 平成17年10月から利用分の介護サービスから適用。

ウ. 2005年10月からの居住費・食費の全額自己負担に対し、国の軽減措置の拡充と市町村独自の減免制度を設けてください。

答 独自の制度は考えていない。国の基準に従い進めている。

④要支援、要介護1の人に対する車いすや介護ベッドなど福祉用具の貸与について、一律的に取りあげず簡素な手続きで利用できるようにしてください。

答 車イスについては、社会福祉協議会の貸し出しがあります。

又、ケアマネからの理由書1枚で貸与している。

⑤地域包括支援センターについて

★ ア. 地域包括支援センターは住民が利用しやすい身近なところに配置し、介護予防のケアプランをたててもらえない利用者を出さないために、人員配置を国基準の3人以上を確保してください。

答 包括支援センターは総合福祉センター内にあり、町の中心に一箇所あります。

現在3名の職員を配置を配置しており、今後増員をしていきたい。

イ. 介護予防のマネージメントだけではなく、権利擁護や地域包括支援のネットワークの形成、特に認知症や老人虐待、経済的事由などの困難事例は、サービス提供も含め市町村が責任をもっておこなってください。

答 委託をしておりますが、あくまで責任主体は町行政にあると考える。

ウ. 民間に地域包括支援センターを委託している市町村は、委託料を公的責任が果たせる水準に引き下げるください。

答 委託料については、水準を満たしていると考えている。

⑥介護老人保健施設（特別養護老人ホーム）の建設など、施設・在宅サービスの基盤整備を早急に行って、介護サービスが必要な人すべてにゆきわたるようにしてください。

答 施設設備については、事業計画の中で進めていきたい。

⑦人材確保と質の向上のために

ア. ヘルパーやケアマネジャーの研修は、市町村の責任で実施してください。

答　町内だけでは対象事業者数が少ないため、当面県主催の研修に参加をしていく。

イ．介護労働者の処遇が適正におこなわれるよう、管轄の労働基準監督署や県労働局と協力・連携して事業所の講習や自治体として必要な施策を講じてください。

答　状況を把握し、必要性があれば検討をする。

（2）高齢者福祉施策の充実について

①地域支援事業の財源は、一般財源を基本とし、介護保険からの支出は極力しないでください。

答　財源内訳については、国の基準で対応する。

②配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食（ふれあい）方式も含め実施してください。

答　町社会福祉協議会において会食方式を実施しているが、配食については、考えていない。

毎月第1・3水曜日　本人負担200円　利用者32人

③独居、高齢者世帯のゴミ出しの援助など生活支援の施策をすすめてください。

答　ゴミ出し援助などの生活支援は現在のところ考えていない。

④要支援、要介護の高齢者などの介護手当を引き上げ、所得や介護機関、介護度などの制限を設げず支給してください。

答　町家族介護慰労金支給要綱により実施している。

要介護4・5で非課税世帯　年額10万円

今まで支給した実績はない。

手当の引き上げは、考えていない。

⑤住宅改修費への独自の助成制度を実施・増額してください。

答　居宅介護住宅改修費（介護保険法）により実施している。

法に準じて実施しているので、それ以上は考えていない。

★ ⑥介護予防は、高齢者が地域でいきいきと生活し、要介護状態にならないようにするため、敬老バスや地域巡回バスなどの外出支援や宅老所、街角サロンなどの集まりの場への援助など多面的な施策を一般財源で実施してください。

答　事業計画の中で検討していくたい。

2. 国の税制改正に伴う負担増の軽減措置について

★①公的年金等控除の縮小、老年者控除や定額増税の廃止など、国の税制改正の伴う国民健康保険料（税）、介護保険料などの負担増を軽減する緊急対策を、国の施策に加えて市町村独自に実施してください。

答　国の方針を見ながら考える。

②市町村独自の減免制度が、同様の理由で受けられなくなった人に対しては、引き続き受けられるようにしてください。

答　国の方針を見ながら考え、今後検討していく。

3. 高齢者医療の充実について

★①2008年4月から2割負担に負担に引き上げられる70歳以上の高齢者の医療費負担を1割に据え置くために、医療費助成を実施してください。少なくとも、73歳・74歳の老人医療費助成制度対象者については、必ず1割分の助成を行ってください。

答　県の状況を踏まえ検討していきたい。

②福祉給付金制度の対象者に対し、名古屋市国保並みの減免制度を設けるとともに、保険料滞納者に対する保険証の取り下げをしないでください。

答　減免制度を設けることについては近隣の市町村の状況を踏まえ検討していきたい。
保険証の取り下げについては行っていない。

★③後期高齢者医療対象者に対し、名古屋市国保並みの減免制度を設けるとともに、保険料滞納者に対する保険証の取り上げをしないでください。

答　広域連合の条例で進めていきたい。

4. 子育て支援について

★①中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付（窓口無料）で実施してください。

答　2008年4月から入院も実施。

★②妊産婦の無料健診制度は、産前は14回以上、産後は1回以上を無料にしてください。

答　2008年4月から産前を5回にしていく。

③妊産婦医療費無料制度を新設してください。

答　無料化については、考えていない。

④就学援助制度を拡充し、申請の受付は学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。

答　国の制度に準じております。申請は各小・中学校にまとめて配布しているが、町の窓口でも受け付けています。

5. 国保の改善について

①制度の運用にあたっては、国民健康保険法第1条「社会保障及び国民保健の向上を目的とする」の立場でおこない、「相互扶助」「公平な負担」など考え方を持ち込まないでください。

答　現行の法律の中では難しい。

★②保険料（税）について

ア. 保険料（税）の引き上げをおこなわず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。

答　保険料の引き上げは、平成15年度から実施していない。現在は低所得者（7割・5割・2割）に対する軽減措置を図っており、現行制度以外の活用は考えていない。

イ. 就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。

答　考えておりません。

ウ. 前年所得が、生活保護基準の1.3倍以下の世帯に対する減免制度をつくってください。

答　検討中

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込み所得が500万円以下、かつ前年所得の9／10以下」にしてください。

答　検討中

★③保険料（税）滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をおこなわず、すべての被保険者に正規の保険証を無条件で交付してください。むやみに短期保険証の発行はおこなわず、払う意思があつて分納中の加入者には、正規の保険証を交付してください。

答　他の納税者との均等を図るため、現行どおり短期保険証の発行を行う。

イ. 保険料（税）をはらいきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活

実態を無視した保険料（税）の徴収や差押さえなど制裁行政をしないでください。

答 納税相談を実施し、分納等で納付をお願いしている。

ウ. 保険料（税）の滞納を理由に、高額療養費の「限度額適用認定症」の交付制限をおこなわないでください。

答 行っておりません。

④国民年金保険料の滞納を理由にした短期保険証の発行はおこなわないでください。

答 考えておりません。

⑤一部負担金の減免制度（国保法第44条）の案内チラシ、申請用紙などを役所窓口におくなど、制度を広く住民に周知してください。また、制度の規定がない場合は、規定をつくってください。

答 検討中

⑥国保法第58条第2項に基づいて、傷病手当、出産手当制度を新設してください。

答 考えておりません。

6. 生活保護について

①生活保護の申請に対する締め付けをしないでください。

答 生活保護については、県の社会福祉事務所で決定している。

7. 障害者施策の充実について

①4月から行われている通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にかかわって、資産要件を撤廃してください。

答 考えておりません。

②補装具の利用料負担軽減とともに、地域生活支援事業の移動支援・日常生活用具・地域活動センターの各利用料を総合した負担軽減策を講じてください。

答 考えておりません。

③移動支援の利用範囲を通学・通所・通勤に使えるようにしてください。また、利用時間上限を設けず、必要とする時間を支給してください。

答 実施中

★④精神障害を障害者医療費助成制度の対象にしてください。

答 半額助成しています。

⑤障害児に係わる福祉サービスの利用料、給食費などの負担をなくしてください。

答 今のところ考えていない。

⑥学齢障害児（小学生～中高生）の児童デイサービスを含め、放課後・長期休暇中の支援体制をつくってください。また余暇支援として移動支援などを充実してください。

答 児童デイサービス及び日中一時支援事業として実施中。

⑦地域活動センター・小規模授産所への人件費補助を充実してください。

答 実施中で増額は考えておりません。

8. 健診事業について

★①特定健診、がん検診、歯周疾患検診については、自己負担金を無料としてください。

また、実施機関は通年とし、個別医療機関委託も実施してください。

答 基本健康審査、歯周疾患健診については、海部地区医師会と関係市町村が財政難の中において協議により、昨年度よりがん検診同様に有料化となりました。これは受益者負担の原則を明確にしたもので、無料にしていくことは難しいです。

また、実施期間については、予算管理の関係上、限定していますが、期間の延長については、海部地区医師会と関係市町村の協議が必要と考えます。

基本健康審査、がん健診については、個別医療機関委託方式も実施しています。

②歯周疾患検診および75歳以上の健診については、少なくとも現行水準を後退させることなく、年1回受けられるようにしてください。

答 集団の基本健康審査において、受診者全てに歯周疾患を実施しています。

③子宮がん・乳がん検診を2年に1回としている市町村は、年1回にしてください。

答 現在、年1回にて実施していくますが、来年度以降についても何らかの方式で受診ができるよう検討していきます。

④前立腺がん検診を年1回受けられるようにしてください。

答 年1回受けられるようにしていきます。

[4] 国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創

設、受給資格年限を短縮し、安心してくらせる年金制度を確立してください。また、国民年金保険料滞納者に対し、短期保険証の発行など制裁措置をしないでください。

②後期高齢者医療制度の対象者が経済的状況にかかわらず、必要な医療が受けられるよう、国において十分な低所得者対策を講じてください。また、保険事業および葬祭費に十分な公費負担を導入してください。

③介護保険への国庫負担を増やして、保険料・利用料減免制度を国の制度として実施するなど負担の軽減と給付の改善をすすめてください。また、障害者自立支援法の利用者負担の軽減措置を拡充するとともに、施設・事業者に対する報酬単価を改善してください。

④子育て支援として就学前までの医療費無料制度の創設と妊娠婦の健診制度の補助金を復活・拡充してください。また、現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を現額しないでください。

⑤消費税の引き上げは行わないでください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ① 2008年4月から2割負担に引き上げられる70歳以上の高齢者の医療費負担を1割に据え置くために、医療費助成を実施してください。少なくとも、73歳・74歳の老人医療費助成制度対象者については、必ず1割分の助成を行ってください。
- ② 福祉給付金制度を70歳から実施し、支払方法を現物給付方式にしてください。
- ③ 後期高齢者医療対象者へ県としての減免制度を設けてください。
- ④ 子どもの医療費助成制度の対象を入院・通院とも中学校卒業まだ拡充してください。
- ⑤ 削減した国民健康保険への県の補助金を元にもどし、増額してください。
- ⑥ 精神障害にある人を障害者医療費助成制度の対象にしてください。
- ⑦ 4月から行われている通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にかかわって、資産要件を撤廃するなどさらなる軽減策をとってください。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ① 保険料は、高齢者の生活実態に即した保険料にしてください。
- ② 低所得者に配慮し、必要な医療が安心して受けられる減免制度を設けてください。
- ③ 保険料を払えない人への保険証の取り上げをしないでください。
- ④ 健診を、今まで通り、希望者全員が受けられるようにしてください。
- ⑤ 県民及び高齢者が参加できる運営協議会を設けてください。

